

事業承継支援事業設備投資助成

申請期間：令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）

事業承継をする（もしくは既に事業承継をした）ことによる後継者が新たに取り組むための設備更新・導入に対する費用等の一部を助成します。

以下は概要となりますので、必ず募集要項をご確認ください。

助成金額

●製造業：最大500万円

●その他の業種：最大250万円

※いずれの場合も対象経費の1/2以内で助成します。

対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。 ※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)前年度の法人都民税・法人事業税を滞納していないこと
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4)事業承継を3年以内に行う見込みを有する方もしくは、事業承継をしてから1年を経過していない方
- (5)本助成金の申請日より前半年以内に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた事業者。
- (6)上記(5)を実施後、本助成金申請について、区の商工相談員による経営相談を受けた事業者。

※助成決定された場合は、後継者の方は「しながわ後継者塾」へ参加していただきます。

申請方法・スケジュール

(1)オンライン申請の場合

商業・ものづくり課のホームページ「品川区中小企業支援サイト」より申請してください。

[申請 URL・QR コード]

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/809.html



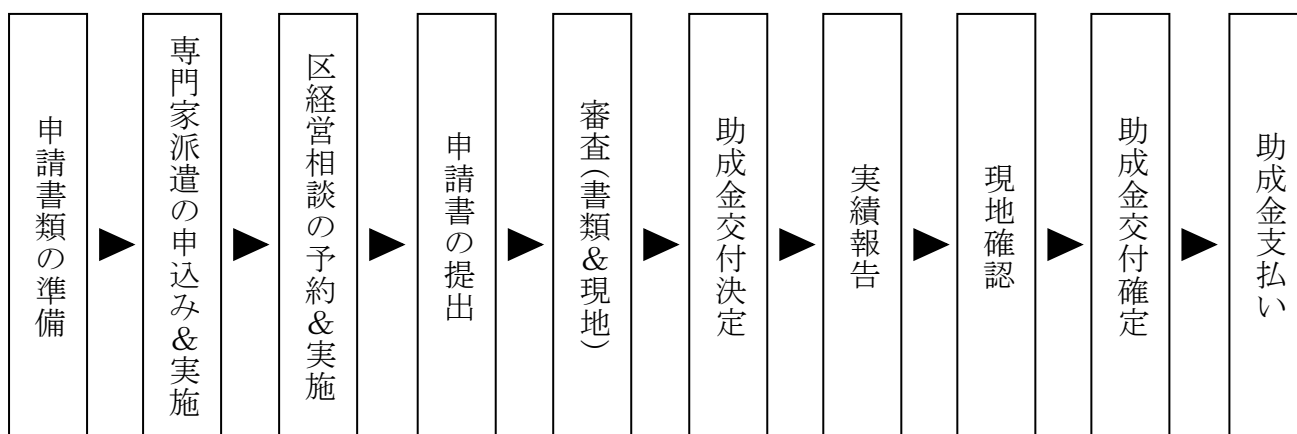
(2)郵送および窓口へ持参の場合

商業・ものづくり課のホームページ「品川区中小企業支援サイト」より申請書等の必要書類をダウンロードしてください。

[郵送先]

〒141-0033 品川区西品川 1-28-3 品川区立中小企業センター2階
品川区 地域振興部 商業・ものづくり課 中小企業支援係

[事業スケジュール]



※専門家派遣の際には、申請内容の確認を行いますので、申請書を一式そろえてご申請ください。

※交付決定までに大幅な時間を要しますので、早めの申請をお願いします。

【お問い合わせ】品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338

